

平成19年度第2回芦屋市社会福祉審議会会議録（要旨）

日 時	平成19年9月13日（木）午後3時～午後5時
会 場	市役所分庁舎2階大会議室
出席者	出席者 会長 白石大介 委員 都村尚子，畑中俊彦，田原俊彦，瀬々倉利一 中村厚子，亀山昌也，岡本威 欠席者 委員 小笠原慶彰，多田梢 事務局 浅原保健福祉部長，浜野保健福祉部次長（高齢者対策担当）， 浅田保健福祉部次長（地域福祉担当）， 津村地域福祉課主幹（社会福祉施設担当） 米田障害福祉課長，北川高年福祉課主幹 瀬戸山健康課長，中村こども課長 岡田地域福祉課課長補佐，地域福祉課 阪本
会議の公表	公 開 非公開 部分公開
傍聴者数	1名

1 議 事

（仮称）芦屋市福祉センター構想案（中間まとめ）について

2 内 容

= 開 会 =

事務局／浅田：ただ今から「平成19年度第2回芦屋市社会福祉審議会」を開催させていただきます。本日は，小笠原委員，多田委員の2名よりご欠席の連絡をいただいております。

また，本日は傍聴希望の方がおられます。この審議会は，芦屋市情報公開条例第19条において，原則公開となっておりますのでご了承ください。

会議録の公開についてですが，現在会議録はホームページ及び市役所の行政情報コーナーで公開しております。ご発言の際の委員の個人名については，前回まで公表しておりませんでしたが，本市の附属機関等の見直しにあたり，会議中の発言者のお名前を原則公表することになりました。現在ホームページ等で公開している芦屋市の附属機関等の会議録では，発言者のお名前は公表されているものと公表されていないものがあり，これらについては順次公表するようになっていきます。このような状況ですので，この社会福祉審議会におきましても，このたびの審議会から発言者のお名前を公表させていただきたいと思っております。ご了解いただきますようお願いいたします。

なお，会議録の公開にあたりましては，事務局において作成した会議録を正副会長に確認いただいた上で，公開させていただきたいと思っております。また，その会議録につきましては，委員の皆さんに後日送付いたします。

= 委員紹介 =

= 事務局紹介，傍聴者入室 =

= 会長あいさつ =

白石会長：今日は暑い中，またご多忙のところありがとうございます。一言ご挨拶させていただきます。最近印象的に残っている言葉の一つとして，「サイレントスプリング」という言葉があります。言葉からすると，静かな春とか沈黙の春とか直訳するとそういうことでしょうが，実はサイレントスプリングというのは，ご承知の方もおありかと思いますが，レイチェル・カーソンという環境学者により1960年代に書かれた本です。春は小鳥がさえずり，いろいろな花が咲き乱れ，静かな冬から季節感がうごめく時なのですが，レイチェル・カーソンは環境問題が深刻化すると，その躍動する春がサイレントになってしまう，沈黙してしまうというようなことを40～50年前に警告をしていたわけです。

ご承知のように環境問題等々，今課題になり，果たして2050年にCO₂が半分に削減されるかどうかというようなことが話題になっていますが，やはり環境問題は，広く福祉の問題でもあるということです。福祉というと「弱者救済」とか「弱者対応」ということになりがちですが，人間の幸せをどう追求するかということ，つまり福祉の一部の人を対象にしたものではなく，全市民を対象にしたものです。ですから私は福祉とは，「幸福」，「人の幸せを考える」とそういうことが福祉だと思っております。そういう意味におきましては，この社会福祉審議会がますます，広い視野で芦屋市民のことを考えていかなばと考えています。

= 資料確認 =

事務局／浅田：・「(仮称)芦屋市福祉センター」構想策定市民会議検討報告書
・「(仮称)芦屋市福祉センター」構想に関する市民意向調査結果報告書
・「(仮称)芦屋市福祉センター」構想策定委員会構想案(中間)報告書
・「(仮称)芦屋市福祉センター」構想案(中間まとめ)

それでは，議事進行を白石会長，よろしく願いいたします。

白石会長：では，今もご説明にありましたが，「芦屋市福祉センター」という仮称ではありますが，福祉センター構想の中間報告なり，これからの構想を具体的に進めていくにあたり，今日は中間まとめについて審議いただくのですが，これはいつぐらいを目途にしていますか

事務局／津村：構想案については，12月にはまとめたいと考えています。

白石会長：オープンはいつですか。

事務局／津村：平成22年4月オープンの予定です。

白石会長：構想案のデザインそのものは，この12月を目途に立てるということですか。

事務局/津村：福祉センターが持つべき全体の機能について、この12月までに決定したいと考えています。

白石会長：そういうことも含めて、事務局の方から説明してください。

事務局/津村：現在、芦屋市の福祉センターに関する論議を進めているところでございますが、まず、基本的な機能を検討する機関として、「(仮称)芦屋市福祉センター」の構想策定委員会が5月11日に発足、以降4回策定委員会を開催して、一定の中間報告をいただきました。

それをもとに、芦屋市として、構想案の中間まとめを10月から11月にかけて、パブリックコメントを求める予定をしております。

本日は、今までの経過と、今回パブリックコメントにかけようとしております「構想案(中間まとめ)」について、ご報告をさせていただきます。

お手元の4つの資料のうちの、「(仮称)芦屋市福祉センター」構想策定市民会議検討報告書からご説明させていただきます。

今回の(仮称)芦屋市福祉センターの構想をまとめるにあたりましては、市民の意見を多くお聞きしながら、構想を策定していきたいということで、策定委員会とは別に、市民会議というかたちで、ワークショップ形式で6月に開催させていただきました。具体的には6月に3回開催しています。そのメンバーは、策定委員会22名のうち、学識経験者を除く策定委員の方20名と、それから、委員公募により17名、総勢37名で市民会議を構成し、6月に開催しました。

資料の2頁「市民会議の検討経過」について、6月4日、11日、21日の3回にわたり、市民会議を開催しました。いただきましたご意見についてまとめたものがこの報告書です。

前半の12頁までが今回のまとめで、13頁以降は、今回の委員会に関わる参考資料です。

3頁、今回の市民会議では、「(仮称)芦屋市福祉センター」のコンセプト、またそのセンターに求められる機能や設備ということで、ワークショップをしていただきました。3頁以降がその概要です。いただきました意見を整理し分類をすると、3頁の上の部分からとなります。整備の基本的な方向に関すること。建物の構造や設備等の整備に関すること。

センターが有すべき機能に関すること。管理や運営に関すること。最後にその他交通アクセスなどに関すること。となっております。これらの意見の概要をまとめますと、4頁以降の(1)から(5)ということになります。

4頁、(1)「(仮称)芦屋市福祉センター」の整備の基本的な方向についてですが、いろいろなコンセプトについて、提案を4グループからいただきました。それをまとめますと14案出てきました。具体的な14案につきましては、27頁28頁に載せております。それから皆さんに投票していただき、上位5つについて、ここに掲げております。似かよった表現もあるかと思いますが、この市民会議で出た言葉をそのまま掲載しておりますので、ご了承ください。

まず第1位が、「総合相談窓口(機能)」でした。2位が「相談機能」、3位が「保健・医療・教育・福祉・就労・介護など、垣根を超えた総合的支援」、4位が「支え合う人たちの育成」、5位が「芦屋らしさ」、「地域資源の活用」というご意見でした。

これらをもとに、まとめをさせていただきますと、(中央の囲み)「福祉に関する総合的な相談・支援機能を中心として、市民や支え合う人々などが交流し、いきいきとした活動が育まれる施設とする。さらに、世界に誇れ、市民に愛されるよう芦屋らしさのある施設とする」ということになろうかと思えます。

そして、「芦屋らしさ」についてですが、意味を注釈としておりますのは、注目されるような目玉が必要ということから、具体的には、障がいのある人も働ける「おしゃれなケーキ屋さん」、これは芦屋にはケーキ屋さんが非常に多いということから、こういう意見が出たものと考えております。この施設の中にそういうものを誘致して、そこに障がい者の就労の場ができ、それが発展していくようなというのが、ここで出た意見でした。このような基本的な方向を選定する背景となったことを、その後段から書いております。

次に6頁、(2)「建物の構造や設備等の整備について」をまとめております。また、「建物の外観・イメージ」等については、ワークショップで出された意見です。建物の構造や設備等につきましては、(四角囲み)「外観及び内装ともに、おしゃれで明るいイメージをもった施設にすることが重要である」と提案されています。また、「高度情報化に対応するため、ITを十分に活用できるような設備面に配慮する」ことが求められます。併せて、「施設内のすべてをバリアフリー化することが必要不可欠である」というご提案をいただきました。

次に7頁、(3)「センターが有すべき機能について」を一覧表にしています。具体的な意見について、「生活支援機能」、「文化・交流機能」、「その他の機能」に分けて、それぞれ機能別ごとに具体例をまとめています。これが市民会議からの機能に関する意見です。

8頁からはその各機能についてです。最初に「生活支援機能」については、相談機能が重要であるということをご提案いただきました。相談機能を充実するためには、複数の専門相談員の配置や総合コーディネーター窓口の設置などが求められます。

9頁「文化・交流機能」については、必要性や活用性において、サロンの機能やサークル・団体支援機能が重要であるとご提案いただきました。

10頁「その他の機能」について、障がいのある人などが就労できる就労支援機能が重要であるとご提案いただきました。併せて後段、駐車場の十分な確保やおしゃれなケーキ店の設置といった、来館者サービス機能も重要であるとご提案いただきました。

11頁「(仮称)芦屋市福祉センター」の管理や運営について、必要性や活用性において、訪問もできるカウンセラーや総合コーディネートできる人材の配置、知的や精神に障がいのある人のためのガイドヘルパーの派遣が重要であるとご提案をいただきました。

12頁「その他交通アクセスなどについて」ですが、呉川町という場所について、センターの利便性を考えたときに、やはり交通アクセスということが、非常に重要であるということをご提案いただきました。

3回3日という非常に短い期間でしたが、最後まで活発な意見をいただき、この検討報告書にまとめさせていただきます。

続きまして、「(仮称)芦屋市福祉センター」構想に関する市民意向調査結果報告書についてご説明します。これは、6月から7月にかけて、市内2,000名の20歳以上の方を無作為に抽出し、調査票を郵送いたしました。調査期間は、本年6月20日から7月6日まで、調査方法は、記入方式で、郵送による配布、郵送による回収となっています。回収結果につきましては、少し残念な結果ではありましたが、2,000人に対して有効回収数が639

人で有効回収率32.0%でした。

33頁、ここは回答者の属性をまとめています。まず、男女の比率ですが、回答者の62.0%が女性、34.4%が男性となっています。年齢別では、多くお答えいただいたのが、50代、次いで30代となっております。これを見ると、30代、50代の女性の方から多くお答えいただいたことになろうかと思えます。

なお、報告書の見方ですが、集計結果はすべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。また、図表中のNは、集計対象者総数を表しています。それから末尾に書いております(SA)は単一回答、(MA)は複数回答の設問を表しています。(MA3)というふうに書かれてあるものは、3つお選びくださいというかたちで設問を設けているものです。

それでは、簡単に今回の意向調査の結果を報告します。4頁まず最初に、芦屋市の福祉全般についての設問を設けています。問1から問3が全般について、問4以降が「福祉センター」についての設問となっています。

4頁の問1、「芦屋市が提供するサービスとして、現在不足している事業は何だと思われませんか。5つまで選んでください。」という設問です。ここで多く見られますのは、ひとつは「高齢者や障がいのある人が入所できる施設サービス」、もうひとつは「高齢者や障がいのある人の在宅生活を支えるサービス」です。

少し飛びますが、8頁問3「今後芦屋市が取り組むべき施策として、優先して取り組むべきものは、充実すべきものは何か」について、ここでも「在宅での生活を支えるサービスを充実させる」、「入所できる施設を充実させる」ということで、同じ結果となっています。

6頁問2について、「リハビリ支援室」が一番多くなっています。

10頁以降は「福祉センター」についての設問ですが、まず問4「あなたは福祉センターという言葉から、どのような施設を思い浮かべますか」にお答えいただいているのは「高齢者や障がいのある人が福祉サービスを利用する施設」ということで、どちらかというところ「福祉センター」という言葉からのイメージは、高齢者や障がい者の施設ということになるかと思えます。

11頁問5「高齢者や障がいのある人が安心していきいきと生活するため、福祉センターで積極的に支援すべき取り組みは何だと思えますか」について、圧倒的に多かったのは、「困ったときに相談できる窓口」で63.1%、これは市民会議においても同じ結果が出ているということが言えるかと思えます。

17頁問8「高齢者や障がいのある人の介護サービスや子育て支援サービスなどを、安心して利用できるようにするため、センターが積極的に支援すべき取り組みは何だと思われませんか」について、これも「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口を設置する」が72.6%で、いわゆる「相談」に関するものがこの調査からも一番の取り組みとして求められているということが言えます。

13頁問6「子どもがいきいきと健やかに育つため、センターが積極的に支援すべき取り組みは何だと思われませんか」について、子育て支援の分野では、「児童虐待への対応」や「地域で子どもを見守る意識の啓発」、「子育て全般に関する相談」などが、特に多くなっています。また、「子育て親子の交流の場づくり」や「子育てに関する知識や情報の提供」、「発達障がいを含む障がいに関する相談や対応」なども3割を超えており、ニーズが多様化はしてお

りますけども、ニーズとしては非常に高いものということが言えます。

15頁問7「誰もがいきいきと健康的な生活を送るためには、センターが積極的に支援すべき取り組みは何だと思われませんか」について、健康づくりの分野では、年齢が若い世代においては、「健康診断・がん検診」、「乳幼児健診」など健康診査関連のニーズが高くなっています。これは16頁の表をご覧くださいと、性別・年齢別でわかると思います。また、年齢が高い世代では、「自主的な健康づくり活動への支援」や「高齢者や障がいのある人の機能訓練」などに、非常に高いニーズがうかがえます。併せて、「こころの健康相談」については、全世代において高い結果になっております。

19頁問9、地域福祉の分野では、「地域における助け合いや支え合いの活動を活性化するため、センターが積極的に支援すべき取り組みは何だと思われませんか」について、「地域における福祉活動の拠点となる場の提供」が36.0%、関連して21頁問10ボランティア・NPO活動という中では、「活動に関する情報提供の充実」が最も多く挙がっているということが言えるかと思えます。支え合い活動では、団体間のネットワーク化、ボランティア・NPO活動では、活動をする人と受け手との調整役の育成といった交流ネットワーク機能が非常に高いということが言えます。

26頁問14「あなたがもしセンターを利用する場合は、どの曜日と時間帯に利用すると思われませんか」について、利用したい曜日と時間帯については、性別や年齢別に特徴はありますが、問14全体としての特徴としましては、土曜日や日曜日、時間帯では9時から17時までが、それぞれ多くなっております。

しかし、性別・年齢別で利用希望に差はあります。20代から50代の男性では、土曜日や日曜日の9時から17時、さらに20代から30代の男性では、17時から21時でも利用希望が多く見られます。また、20代から50代の女性では、平日と休日の両方の利用希望があります。午前中を中心とした午後にかけての利用希望が高くなっていると言えます。さらに、60代以上では、男性女性とも平日の午前や午後にかけて利用希望があります。全体的に曜日や時間帯の利用希望でバラつきがあることが、この設問でうかがえます。

以上、市民意向調査の結果について簡単にご説明させていただきました。

それでは、配布資料の芦屋市の福祉センターの構想案についてですが、これは2種類ありまして、1つは策定委員会から中間の報告書としていただいたものです。もう1つは、それをもとに、芦屋市として構想案の中間まとめをしたものです。ほぼ同じ内容でございますので、「(仮称)芦屋市福祉センター」構想案(中間まとめ)という芦屋市としての「構想案(中間まとめ)」で説明をさせていただきます。なお、この中間まとめは、先ほど申し上げたとおり、10月から11月にかけてパブリックコメントを取らせていただく予定です。

それでは、まず全体の構成ですが、1点目「今回の構想策定にいたる経緯、前提条件等」2点目は4頁以降10頁まで「本センター整備の基本的な方向と導入機能等に関する市民の要望」ということで、市民会議と併せて市民意向調査、また、それ以外に福祉に関連する団体の方等とも意見交換していますので、そのことについてもまとめさせていただきました。3点目に「本センターの整備と運営の検討に向けた方針」、4点目は「本センター構想」と、4つの部分に分かれた構成になっております。

まず1頁、「(仮称)芦屋市福祉センター」構想策定の経緯、前提条件等についての、「(1)構想策定の経緯」ということですが、以前平成4年度に、保健医療、福祉の総合ケアシステ

ムの推進を目指し、その基盤となる総合福祉センターの整備、保健センター機能の充実整備を総合的に実現するため、「(仮称)芦屋市保健福祉総合センター基本構想」を策定しました。

しかし、着工目前の平成7年1月、阪神・淡路大震災によって中止を余儀なくされ、その後も厳しい財政状況の中、事業は凍結されたまま今日に至っております。

このように市独自でセンター整備が困難な状況で、今回、(財)木口ひょうご地域振興財団の協力を得て、センターを整備する方策が浮上し、事業実現の可能性が生まれてきました。

併せて、地域福祉の拠点機能として、本年3月策定の地域福祉計画における5つの理念を挙げています。

2頁「(2)構想策定の体制」について、図式をしています。今回の構想策定にあたり、「(仮称)芦屋市福祉センター」構想策定委員会を5月に立ち上げています。市民の意見を把握するために、ひとつは先ほど説明しました市民会議、それから市民意向調査、主な福祉関係団体からの要望書や意見交換会における意向調査によって、いただきました意見をすべて含めて、策定させていただいております。それをもとに、策定委員会に全部報告する中で、今回8月24日の委員会において、中間の報告書を作成していただきました。この報告を受けて、芦屋市としての「構想案(中間まとめ)」の策定がこの冊子です。

今後は、この中間まとめについて市民にパブリックコメントをとり、その意見を策定委員会に報告し、最終案の参考とさせていただきます。パブリックコメントはもちろんですが、この社会福祉審議会でもいただいたご意見、また、民生常任委員会でもご説明させていただく予定となっておりますので、そこでいただく意見も策定委員会に報告をいたしまして、最終の構想策定をしていきたいと考えております。

3頁「(3)建設予定地、建設(事業)方法等の前提条件」について、まず予定地は芦屋市呉川町、これはもともと「(仮称)芦屋市保健福祉総合センター」を建設するということで芦屋市が保有している土地です。現在、あしや温泉があります。その土地、約7,000㎡の内、存続を予定している「あしや温泉」用地部分を除く土地について、(財)木口ひょうご地域振興財団に売却を予定しています。売却にあたりましては、来年3月の議会に上程をし、議会の了解を得られれば、整備をしていくという考えです。(財)木口ひょうご地域振興財団が建設する予定の建物約10,000㎡の内、約7,000㎡を市が有償で借用して福祉センターを設置する予定をしております。

(財)木口ひょうご地域振興財団についてですが、3頁下のところに参考として記載しています。兵庫県下におけるボランティア活動や福祉活動に対する助成等を行い、障がいのある人等の社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的に、平成10年に設立された財団法人です。現在もボランティア活動に対する助成事業等を行っています。

4頁から10頁は、市民会議、市民意向調査、それから主な福祉関係団体からのご意見等をまとめたものです。

まず4頁の「(1)市民会議」ですが、ここについては、先ほど報告書で説明させていただいた7頁をそのまま載せています。それから、5頁「(2)市民意向調査」のまとめを載せております。説明は省略させていただきます。

9頁「主な福祉関係団体との意見交換など」ということでまとめています。これについては、障がい4団体を含め市内の福祉に関連する主な団体と意見交換会をさせていただきました。

た。その中で要望のあったものをまとめたのがこの表です。右側に基本的機能と書いていますが、これは市民会議等で出た機能等を分類したものと比較しやすいようにつくったもので、併せてご覧いただければと思います。なお、細かな設備面での要望も出されましたが、それについては割愛させていただいております。

こうしたかたちで、市民会議、市民意向調査、それから福祉関係団体等の意見交換会でいただいた意見をまとめますと、10頁にあるように、～の機能にグループ化できます。

まず、「福祉に関する総合的な生活支援機能」では、「困った時にいつでも気軽に相談できる総合的な相談窓口機能」ということが挙げられています。2点目が「福祉に関する情報発信機能」、3点目が「保健・リハビリ機能」、4点目が「親子の交流などの促進も視野に入れた子育て支援機能」、5点目が「人々の多様なふれあいを促進する文化・交流機能」、6点目が「市内で展開される多様な福祉活動の拠点機能」、7点目が「障がいのある人の自立の支援を促す就労支援機能」ということで、まとめています。

11頁「3.本センターの整備と運営の検討に向けた方針」は、一定いろいろといただいたご意見を、整理をしていく上での基本になるものと考えております。からまでの方針があり、それが11頁から12頁までとなります。

まず1点目が、「市民に親しまれるセンターづくりをめざして」で、市民参加のもとで本センターづくりをするということです。もう一つは、市民に愛され、親しまれることが大事ということで、センターの愛称等を公募することや施設の内覧会を開くことなどが望まれるということです。

2点目は、「市民がいつまでも利用しやすいセンターづくりをめざして」です。

3点目は、「施設の円滑な管理運営と市民の参画と協働による運営をめざして」で、後段のところですが、新しい時代の多様なニーズに対応し、生活支援機能の充実のみならず、交流と連携を育み、情報受発信能力を向上し、市民へのサービスを円滑かつ効率的に提供することを目指し、NPO法人・ボランティア団体の参画など、市民参加も視野に入れた管理運営体制について検討を進めていくということです。

4点目は、「福祉サービス基盤の最適化をめざして」で、市内全体でのサービス提供基盤の最適化を目指した有機的な連携を踏まえ、本センターに導入が不可欠な機能を見極めることが必要ということです。後段が、市内他施設との円滑な連携を視野に入れ、バスサービス等の公共交通サービスの充実が求められるということです。

5点目は、「持続可能な管理運営をめざして」ということで、長期的な視点やコスト意識も視野に入れ、検討を進めていくということです。

13頁「4.本センター構想」について、(1)「本センターの整備の方向と役割」です。基本的には、「高齢者や障がいのある人の自立促進に向けた支援など、総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点」ということです。

なお、策定委員会の中で、「保健・福祉サービス」にするのか、「福祉サービス」にするのかという議論がありますが、市としての考え方としましては、「保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点」という考え方にさせていただいております。策定委員会からの報告書では、「総合的な福祉サービスを提供する地域福祉の拠点」とご提案いただいておりますが、市といたしましては、「総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点」という考え方に変えさせていただいております。

特に、この後段ですが、縦割りになりがちである保健・福祉サービスについて、総合的なサービスを提供できるよう、市内の人的資源も含めた社会資源の連携の拠点としての場づくりを目指して、次のような役割を備えたセンターづくりを進めていきますということで、4点挙げております。

14頁「(2)本センターに導入する基本的機能」では、本センターに備えるべき基本的機能を8項目挙げております。

同頁下「(3)本センターの核となる機能」では、本センターの特色として2点挙げています。

1点目「誰もが気軽に相談できる『よろず相談窓口』の設置と支援体制の充実」を挙げています。中段ですが、相談内容の種類などがわからなくても、とりあえず相談できる窓口として「よろず相談窓口」の設置を図ります。相談窓口の担当者は、ホテルのコンシェルジュのような機能を有し、総合案内人が支援に向けた案内をするということになります。また、相談に来た人が適切に支援を受けることができるよう、ピアカウンセラーも視野に入れた相談体制や支援体制のネットワークを構築していきます。ピアカウンセラーの説明につきましては、注釈を入れております。本市においては、市役所のちょうど北館のに入ったところに「お困りです課」がありますが、市役所に来られた時に、自分自身がどこに行けばいいのか、どうすればいいのかわからない時に、ちょうどその時のために「お困りです課」が設置されております。そうした福祉の「お困りです課」的な「よろず相談」の窓口が施設には不可欠であるということです。

2点目15頁の後段ですが、「人々が集い、多様なふれあいが育まれる“茶の間の空間”の設置」を挙げています。異世代の交流など、多様なふれあいを育むための茶の間の空間の設置を図ります。茶の間の空間については、あえていうと、「世代の違いなどにより主な利用時間帯が異なることから、本センターの限られた空間を効率的かつ柔軟に活用することも視野に入れ、特定の目的に応じた空間を個別に整備するのではなく、誰もがくつろぎながら話ができ、イベントや集会なども開催できる多様で柔軟な複合空間としての整備を目指します」ということです。これについては、限られた空間でございますので、固定的な設備はできるだけ省いていきたいと考えております。

16頁は、先ほど説明させていただいた「よろず相談窓口」の設置と支援体制の概念を図式化したものですが、左上がセンターということになります。福祉センターの中によろず相談窓口を設け、そこから、もちろん福祉センター内部への連携、そして、現在の市役所の相談窓口と支援ができる体制の中に連携を図っていく。それを取り巻く福祉サービスであるとか、その他の事業者等も含めまして、市内の連携を図っていく、そうした拠点というのが、この福祉センターのよろず相談窓口に求められるということを図式にしています。

17頁は、「まとめ(本センターの基本的機能の構成概念)」で、センターに導入する基本的機能の構成概念を図式化しています。下が市役所、中央に「(仮称)芦屋市福祉センター」、そして、それを取り巻く機関ということであります。福祉センターの中には、まず、よろず相談窓口にもコンシェルジュ機能を持ち、まず、相談を受け、それを連携を図る中で支援をする。「(仮称)芦屋市福祉センター」にはこういう機能があるということです。「相談支援」と「交流機能」というのがひとつのキーワードと言えます。今まで前段でご説明させていただいた、福祉センターの機能面の中心として、図式するとこのようになるということです。

最後に、A3版で作成しています「本センターの基本的機能の構成(案)」をご覧ください。

これは、市民の皆様からさまざまなご意見ご要望をいただき、現段階で構成されたものを一覽にしております。左側に基本的な機能を記載し、そこに求められる内容が構成空間として、各施設を例示しています。

しかしながら、現段階で想定されることは、これが現在の中で全て入るということではありません。ここから、多数ご意見をいただきながら、最終案までに、一定の整理がつくものと考えております。

特に構成空間のところですが、一番上、これは相談機能でよろず相談など、福祉の総合相談・支援窓口として持つべき機能です。例として地域包括支援センターや権利擁護センターを挙げていますが、ここが担っていくというかたちとなっています。情報発信機能としては、情報・展示コーナーや授産品展示販売コーナーを挙げています。

そして、健康管理、健康増進、リラクゼーションの機能を挙げていますが、ここにプレリハビリ機能も考えております。ひとつは保健センターをこのセンターに移設をして、福祉センターの中に保健センターを設置したいと考えております。

高齢者については、アクティビティセンターができればと考えています。そして、障がいのある人の機能回復訓練、日常動作訓練ということで、「あしや温泉」がこの敷地の中にありますので、できれば温泉を施設の中に引き込んで、障がいのある人がリハビリできるように設置をしていきたいと考えております。

医療サービス機能については、芦屋市三師協議会の方から、歯科の休日応急診療所、それから薬剤検査室という要望が挙がっております。

介護サービス機能については、高齢者を対象とした介護予防センター、それから、子育て支援機能の中では、子育て支援センターを設置すること、早期療育訓練は、現在のすくすく学級を移転することを考えております。

文化・交流機能では、多くのご意見をいただいております。多目的室や多世代交流スペースということで、多様な交流ができるよう、スペースを確保することを考えております。

研修機能では、会議室等を構成空間として考えております。ボランティア活動、各種団体活動支援機能では、特に、福祉センターというと、市民センターとの違いが、やはり当事者の活動を支援する施設であろうかと言えます。社会福祉協会を含めた事務所や会議室などを考えております。

就労支援機能としては、メンタルサポートセンター等となります。

最後の段では、来館者サービスということで、ご意見が出ていました。レストランやケーキ屋さんとか、障がいのある人などが働ける場を挙げています。

ただ、先ほども説明しましたように、現在においては、これがすべて入るというわけではありません。市が借りるのは約7,000㎡ですが、共有の部分、廊下とかエレベーターとかもあるので、実際的には、3割ぐらいは共有スペースになるかと考えます。ですから、実際にこうした機能として使えるのは6,7割程度と考えておりますので、今後も貴重なご意見をいただきながら、精査していきたいと考えております。

白石会長：では、今回の審議会では構想案の中間まとめに対しご意見をいただき、反映すべきは反映していただければということで、今の説明について、ご質問を含め何かご意見を賜りたいと思います。

畑中委員：初めてこの審議会に出席させてもらいまして、この福祉センターなるものがどんどん進んでいることに対して、非常に危惧している立場です。この選挙においても、この福祉センターについては真っ向から反対してきたので、えらい審議会に呼んでもらったなと思います。今回、立場上、物言うのもどうしようかなと悩んでいました。今後の議会運営のこともありますので。

白石会長：それは、福祉センターに反対の立場ということですか。

畑中委員：反対と言いますか、15年前計画された総合福祉センター構想からの流れの中で、木口財団さんという素晴らしいパートナーを得てやるということは非常に素晴らしいことだと思うのですが、その流れの中で、本当に今の時代から見た中で、この大きな箱物行政で、福祉センターというものが本当に必要なのかと。私もいろいろな声を聞いた中では、地域密着型でもっと身近なところでの多機能なシステムを作っていただきたいという声を、福祉の社会でよく聞きます。その中で、未だにセンターありきで、総合福祉センターなるものから緊急医療体制がなくなったからといって、福祉センターと名だけ付けて、その場所で展開する。しかも、財政的にも非常に問題のあるような売却の仕方を危惧するわけですが、その中でのセンター構想というのを進められることについては、この場に来てこのようなことを言うと、進んでいる中で大変申し訳ないのですが。

白石会長：議会では、あまり論議というか、話はなされていないのですか。

畑中委員：言っている委員さんもおられますし、この話は聞いています。その中で、賛成の方も反対の方もおられます。

白石会長：もう既に出ているわけですね。

畑中委員：その話しは聞いております。その意見が相反するなかで、私がここで賛成の意見で「こうしたらいい、ああしたらいい」と言うのも、ちょっと立場上辛い部分もあり、立場として述べさせていただいています。

私の意見としては、問題は先ほど述べさせていただいた大きな箱の中で、もっと地域のなかで密着型になったセンター構想というものを、地域充実型のものをつくるべきではないかという意見を申し上げさせていただきます。

白石会長：ありがとうございました。ごくごく基本的なところでのご意見を賜ったわけですが、何か、田原委員はいかがですか。

田原委員：よろしいですか。初めてなもので。

白石会長：私どもも、構想の中身的なものは初めてお伺いしたのです。

田原委員：2, 3 お伺いします。先ほどの説明では、策定委員会での中間報告書と、それをベースに芦屋市として修正した中で中間まとめをされたとのことですが、構想のコンセプトのところで、「策定委員会構想案（中間）報告書」と「芦屋市の構想案（中間まとめ）」のどちらも13頁に書いてあるのですが、これに策定委員会の提案としては、総合的な「福祉サービス」というコンセプトを市の中間まとめでは「保健・福祉サービス」に修正されたということ、策定委員会と市側が変更した背景を、位置づけみたいなことを、もう一度お聞きしたいと思いました。

事務局／津村：一応、機能面を含めているいろいろなご意見を伺ったのですが、そうした分も含めて福祉センターを位置づける時に、福祉だけに限ったいわゆる福祉センターにしていけるのか、それとも例えば障がい福祉のセンターにするのか、保健センターにするのか、保健福祉センターにするのか、非常に盛りだくさんの意見をいただきまして、そういった中で対応していこうと考えているわけでございます。そして、どうしていくかということをお求められております。そういった中で、委員会としては、本来福祉センターということで構想策定のお願いをしておりましたので、その課題を持ちながら、表記としては「福祉サービス」という表現にさせていただいたのが、この策定委員会の報告書です。それを、構想策定にあたり、行政としまして、内部の本部会、幹事会において、策定委員会からのご意見を基に検討した結果、芦屋市としては「総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉」ということでまとまったというわけでございます。

田原委員：あと最後の、福祉センターの基本的な構想という部分ですが、これはあくまでも当然構想案でありますし、利用施設から考えれば、これだけのスケールでは当然いかならないと思えますけど、ただ一例としてこの中で、例えば保健センターとか、いくつか既存の施設がありますけれども、これは仮に例えば、こういう形で集約された場合、既存の施設や建物の利用はどのように考えていますか。

事務局／津村：これにつきましては、現在どこまで移すのかということのすり合わせをしておりますので、今回の福祉センターの検討と同時進行で、例えば保健センターを全部移すとするのとどのようにするのか、あるいは社会福祉協議会などについても、同時進行で検討しております。

田原委員：この構想の中で、まだ非常に流動性があると思うのですが、全体的なイメージとして、市としては保健福祉センターというコンセプトになっているわけで、例えば福祉といっても障がい福祉もあれば、高齢者福祉、あるいは児童福祉と重なる分野もあるのでしょうか。例えば、障がい福祉は全体の利用スペースの中で3割程度確保しようかなど、そういう大雑把なイメージを持っているのであれば聞かせてください。

事務局／津村：そこまではまだ決めかねています。それと先ほど申し上げたのですが、例えば会議室や音楽室ができるとして、それは障がい福祉でも使える、子どもたちでも使える、

高齢者でも使えるという形での利用を考えています。それについては、先ほどの意向調査の中の利用時間帯等もありますが、例えば近隣で参考にさせていただいているのが宝塚市です。児童館と老人福祉会館が併設しております。それは両方、児童館であり老人福祉会館でもあります。それは利用時間帯を変えることによって、そのなかでの交流機能を成り立ちながら、非常に利用率の高いものです。そのような形で、ここは障がい者だけの施設という考え方ではなく、基本的には多目的なかたちで使えるものです。そうすることによって、多くの機能を持ち合わせたいという考え方です。

白石会長：関連して、畑中委員も非常に基本的なことをおっしゃったわけですが、私もお聞きしていて感じますのは、まずコンセプトから入っているのです。そのコンセプトから入っているというのは、構想ありきというところから入っているように思います。つまりは、その構想というのは箱物から入っているということです。

そこでソフトをどうするかということなのだと思うのですが、もう少し、コンセプトや理念というのが、どれを見ても理念という言葉が使われたり、コンセプトという言葉が使われたりしているのですが、目的が述べられていないように思います。そのセンター構想、あるいは福祉センターの呼称はともかく、目的という部分で、もう少し芦屋市独自の、なぜこのようなセンターが必要なのか、そのの所をもう少し述べられていると、新たなことをする際に、地域密着型もさることながら、箱物の必要性というか、今までと違った箱物と言ったらいいのか、何か従来の流れでずっと来たままということになると、「箱物ありきからスタートして」というふうに誤解をされるということになりかねないので、「新たな福祉の展開をする」にあたって、このようなセンターが必要である、そこにおけるソフトの必要性なり、新しい福祉理念を反映していく、については物理的、あるいは建物として必要である。とそここのところが抜け落ちているように思います。ですから、そのの所をいかに、目的なり、芦屋にとっての独自の福祉構想というところが欠けているのではないかなと思います。そののところは、いかがでしょうか。

事務局 / 浅原：そこは一番基本になると思います。造らなければならないから造るというものではありません。当然、位置づけというのは10数年前からは変わっています。福祉の考え方も、今は地域密着型です。サテライト的にやって拠点というのはいいいし、それはそれで大きな部分ですが、今の時代において、私どもが考えているのは、地域福祉という考え方から今回のセンター構想を考えています。今は機能などを設定している段階ですが、ここにそのことについての落とし込みが少ないという点はまた検討しないといけません、そこで何なのかというと、まず拠点であるということです。

そこまではいいと思うのですが、市民の方から地域福祉計画などでも多くの意見をいただき、あるいは社福審でもご審議いただいて、やはり今でも、福祉センターというのはかなり大きな要望として挙がっていました。これは、やはり福祉センターは活動の核となる拠点であるということです。何が地域福祉かということ、総合的な福祉の施策ということであり、また当然、生活福祉という考え方です。地域というと呉川町とか 町とかになりますが、生活ということです。それを前提に地域福祉計画をつくってきました。その地域福祉計画策定過程で、今回の福祉センターの構想が出てきましたので、計画の中では地域福祉の基盤整備の

一つとして「(仮称)芦屋市福祉センター」を設置するというので、位置づけは、地域福祉の活動拠点という所に留まりました。大きなもので福祉の事業をそこでやるという観点の一番は、できるだけ地域で今あるものは活用するという事です。

白石会長：そこからいろいろ広がっていくというイメージもあるんですね。

浅原部長：保健センターは、正直現在ある場所からここへ移すという文脈になっていますが、コンセプトとしては、総合的な活動の拠点という位置づけです。これは確かに論議がありました。

白石会長：もう一つ、16頁に図(よろず相談窓口の設置と支援体制概念図)がありますが、「よろず相談窓口」からはじまって、いろいろと展開するのはいいのですが、新しいパラダイムとして、縦割り行政をどう乗り越えていくか、あるいは、その縦割りのバリアをどう撤去するか、「保健」「医療」「教育」「その他」が並んでいます。教育の機能があまりここに入っていない。ですから、もう少し教育とのリンクを考えますと、教育委員会とか学校とか、あるいは幼稚園とか、そのようなものをもう少し含めて、センターそのものの構想はこの左上のようなことなのですが、その広がりを理念的に挙げるならば、もう少しここに、21世紀的な新しいパラダイムがほしい。これはまだまだ20世紀のパラダイムだと思うのです。ですから、箱物のそういうパラダイムは別にしましても、新しい芦屋市なりの、芦屋市独自のということをおっしゃっていましたが、ここに教育とのリンクが重要です。

それからもう一つ、このA3の資料(本センターの基本的機能の構成)ですが、早期療育訓練事業のなかで、今後は発達相談機能というのがより増えていくと思います。子どもの場合は、発達障がい相談が現にいろいろ増えておりますが、もう一つは、大人のメンタルヘルスの機能です。これは今30代のうつ病が、従来のうつ病とは違うかたちで増えています。そういうことを踏まえると、先ほどの16頁で言うと教育と医療も入っているのですが、もう一つここから医療が見えてこないんですね。医療と保健とかなりラップするところはあると思うのですが、まだこの中身は福祉福祉しています。市民サイドからすると、同じ平面図では書きづらい面はあっても、教育も医療も、もう少し立体化する必要もあるのかも知れませんが、その辺がうまく組み込まれば、単なる新たな箱物としての展開じゃなくてですね、こういうものがここに集約されて、いろいろ展開されるとなると、もう少し説得力があるものになっていくのではないかと思います。

基本的な、やはりそういうソフト面を考えていく際にも、従来のパラダイムからかなり発想の転換をしていかないと、利用者サイドのことを踏まえて、何かを作り上げていくということに繋がらないと思うのですが。もう少しフリーにご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

中村委員：私もずっとボランティアや福祉の仕事をしているときに、当初の計画には賛成していたのです。それで、10数年前ですね、そのころは介護保険もなければ保険施設も無かったです。いろいろなものがない時代に、芦屋市にはハートフル福祉公社と聖徳園ぐらいの時代には、やってほしいことがいっぱいありましたし、それと震災で随分変わりましたけ

ど、ボランティアの動きも無かった時代ですから、ものすごく市民としては夢がありました。今はあちこちに機能が増えてきていますし、芦屋の高齢化率だってどんどん進むし、介護保険もできたし、バックグラウンドが随分変わってきているなかで、これは本当に何がしたいのかというのが、あまりにもたくさん「あれもこれもと入れたら何かいいものができるんじゃないか」というように見えなくもないので、会長がおっしゃったように、芦屋の特徴で、今、10数年前に壊れた芦屋が、折角つくれるチャンスを貰ったのだから、前の夢ではない夢を私も共有したいと思います。木口財団との出会いがあって、建ててくださる建物は、共有の部分の一部を使うとなった時、そこでのコミュニケーションというのは、相手はユニバーサルとおっしゃっていますが、芦屋市ではバリアフリーとしか言ってなくて、芦屋市もユニバーサルでないと駄目な時代だと思うので、先生のおっしゃった医療や何かを乗り越えて、全部が共有できるユニバーサルの発想をできるようにならないかなと思います。バリアフリーというのはもう当たり前の話で、空気のようなことで抽象的なことです。そういう意味で、お隣さんと仲良くできるように、あちらのことは関係ありませんというのでは、具合が悪いのと違うかなと思いますし、建物ありきで建てるのだったら、随分制限されてしまうと思うので、その中でどれを入れるかは、先ほどおっしゃった芦屋の21世紀構想がほしいなと思いました。

白石会長：ありがとうございました。市民側からすると、よろず相談あるいはコンシェルジェ機能。これは、市民からしたら「コンシェルジェ、何それ」になるとは思いますが、しかし、非常にこれは迷える人をどうコンシェルジェしていくかというのが、それは非常にいい機能だと思うのです。ですからコンシェルジェ機能を果たすとすると、福祉だけでなく、先ほどおっしゃったような、バリアフリーのそういう教育・医療などいろいろなものを含めた多様なものが必要なのではないかなと思います。それがユニバーサルデザインということにもなると思います。そうなるとなかなか、言うは易く、実際は難しいとは思いますが。

畑中委員：今のお話の中で、そういうすばらしい夢構想ができる場所はここの場所かという、私は不可能だと思うのです。場所的な立地の問題、医療の問題など。それと夢構想するための場所をもっと発想を変えた中で、駅前で平場の部分、呉川町は平場でできる大きな敷地があるわけですが、上に積める場所というのは、芦屋の中ではJR芦屋南側ですね。そういった所で夢構想するのが、どこからも交通アクセスが一番便利な場所で、そういうことをやっていかないといけないと私は思います。この場所に固執する福祉センターには疑問を感じますし、せっかく夢があるのならば、夢のあるまちづくりや構想を持って、もっと違ったかたちでの福祉センターを、医療も含めた中でそういう場所が、宝を持っているところでやっていただきたいなと思います。

亀山委員：今のご意見について、そういう考えもありますけども、私ども市民にとっては場所がどこであろうと必要なんです。場所の議論などは、もっと別の場所で協議いただいて、この審議会では、この福祉センター、市が構想している建物の中に、どういうものを機能的に入れたらよいかということが問われているのです。それが今ここに集約されています。私も、最初の市民会議の時から一員として、いろいろ皆さんのご意見も聞き、私も意見を

述べました。それでまとまったのが今説明いただいた一連の構想案なのです。だからもちろん、箱物としてさきほどもおっしゃったけれども、部屋一つでも何㎡か、これが何ぼあるのか、そういうことすら頭の中に実態はないわけです。だからそんなことよりは、私はここで皆さんのご意見をまとめて一つの構想案がでたのは、市民が求めている要望、機能的な要望ですが、「なるほどこれは要るんだ」というまとめなのだということです。

ここでは細かな医療施設や病院みたいな施設を入れる必要はないと思います。そういうことではなくて、今あったように、障がい者対象のリハビリ施設や、何やら温泉施設だというけれど、名前はそうでも市民みんなが使える施設であってほしいのです。高齢者も市民みんなが。

学校教育のことも話しが出ましたが、教育の場でも、学校教育がそこに何を求めている必要としているのか。また、センターそのものが学校教育に対してどのようなサービスを提供できるのかは、今後の問題であって、それも枠の中に含めた構想案のなかで、実際に考えている福祉センター構想の具体的な機能をまずここで確立させたい、はっきりさせたいということがまず第一段階だと思います。

そういうことを理解したなかで、さてそれでは施設的にその機能を活かすためには、どういう規模のどういう施設がいるのか、今度は運営管理についても、入れ物の施設ができて動かすのは人間ですから。どういう人間がどういうかたちで管理運営するのか。次の段階の話しになると思います。一応この場では、市民が長年要望して、賛否両論はあるけれども、こういうかたちでこういうものをつくらうという構想をもとに、中に詰める詰め物としてどういう機能が必要なのかということだけは、少なくともはっきりさせてほしいと思うのです。

白石会長： 亀山委員の重要な発言の一つは、いきなりそんなに100%夢の詰まったソフトにしる、センターにしる、それはできないということです。まあ7、8割か、その辺からスタートしても、それは衣替えなりソフト面を充実させていく。まず市民の要望としてスタートするという所の意味合いというのはあるかもしれない。ここで喧々諤々やっても、それはなかなか絵に描いた餅です。餅をすべてここへ内包するというのはいきなりは難しいでしょうから。まずそこは7割、あるいは8割かわかりませんが、スタートするというそのようなご発言ですね。それは市民側にとっての利用者サイドの大切なご発言かなと思います。

瀬々倉委員： 社会福祉協議会ですけれども、ここはイメージとしては福祉の拠点になると、そういう施設であろうというようなことで、社協としてどんなことが、今までの社協ではなく、新しいところに入って、先ほどから話題になっております地域福祉といいますが、福祉課題を解決するにあたってここで何かモデル的なことができて、各地域でそれぞれそれをきめ細かくやっていくようなことなどについて、この1月から毎週1回2時間ずつ、理事3人と私も入りまして、いろいろな議論を積み上げてきたり、話題にしたりしているわけです。そんな中で、先ほどからの意見と逆行するかもしれないですが、12頁の では、ニーズが多くてどっちみち入らないと書いてあるわけですね。そして13頁になると、真ん中に、総合的な福祉サービスだったのが、「保健が入る」と。そんなことをしたらあぶれるものがたくさん出てくるんじゃないかなと思います。

白石会長：だから、先程おっしゃったのは「全ては入りきらない」ということです。

瀬々倉委員：A3の資料では、いろいろどこが入るのか、市はきちっとした見通しを立てて、市民にこれで聞こうと思っておられます。それはそれで結構なのですが、例えば温泉を利用して、「リハビリみたいなことができたらなあ」と私どもも話題にして研究しました。温水を使ったりリハビリ機能、あれは医療機関でなければできないということを聞きまして、例えば、そこで社協が温泉の一部を使わせていただいて、一定の料金をいただくことも考えたのですが、処方箋を出すには医療機関でないとダメということです。あるいは細かいことですが、就労支援のメンタルサポートセンターと書いてありますが、就労支援は別に精神障がい者だけじゃなくて、身体にしても知的にしてもみんな今日的な課題ですから、これでいいのかと思わないでもありません。あまり細かなことを言う気はないですけども、幅広く定義を定めたほうが、ここだけが入るといったような形にも取れますから。関係者にしたから「我々はどうするんだ」とすぐ言われます。それだけは避けた方がいいと思います。

白石会長：さっき申し上げたように、そこは「メンタルヘルスの相談窓口」という表現にするとか、そうすると支援も入ります。そういう修正は可能だと思います。

瀬々倉委員：相談の部分ですが、役割だけや中の機能だけがわかっておれば、総合相談を整理するくらいなら誰でもできるのですが、もっと深い相談が来ると、例えば医療面のことになると全然わからないとなります。

白石会長：そこは連携になりますね。

瀬々倉委員：そうは言っても、障がい者のグループの方などは、それで相談窓口をとおられるのです。奥行きが浅い薄っぺらなものではなく、うちの子どもの課題をどこかで解決してほしい、とそういう思いがある。そういう人たちが、本当はどこかで解決できるようになったらいいのと思うんですが、ここではなかなか充足できないだろうと思います。会長がおっしゃられた大人の30代は、この頃課題が多いものですから。本当に多くなって、あちこちで困っている話を聞くものですから。

白石会長：ですから、たらいまわしを防ぐ機能を、何らかの形で、ここで受け止められる連携体制ができればと思います。そこまで広く深くできるのかという課題もあると思いますけれど。

瀬々倉委員：だからアスペルガーとか、いろいろなものが、今押すな押すなになっている。こういうものができるのを契機にして、市内でそういう資源を開発していただけたら関係者にとって非常にありがたいと、そういうようなことも思います。ここだけですべて解決するとはなかなかできませんから。

白石会長：だからセンターをつくるとともに、地域の連携・ネットワークをより綿密に、

社会資源を有効利用するという含めて考えるということですね。ありがとうございます。他にご発言はありませんか。

都村委員：「コンシェルジェ」という言葉が難しいかどうかは別としまして、今社協の会長さんがおっしゃったように、私の親族でもこの問題が起きていまして、身近なのですけれど。高齢者で、例えば最初は何の病気かわからない。どんどんそれが進んでいって、障がいに至るかもしれないというケースというのは、これからどんどん高齢化率が高くなり、当然芦屋でも大きな問題、そういうケースというのは割合的には増えてくるだろうと思っています。子どもの問題もそうですけど。まさに総合的なことがなければ、やっぱり障がい者福祉と高齢者福祉がせめて連携をとられて、本当に保健、福祉もそうなんです。介護保険の成立とともに、ある部分は当然それが統合されたわけなんですけれども。素人の家族が相談に行きましたら、まずどこに行ったらいいのかわからないし、結局おっしゃったように、たらいまわしにされるということがやっぱりまだ頻繁に起きる訳です。それをこの「よろず相談窓口」がしっかりと受けていただいて、そこに全部集結されていなくても、まずこちらに行って、その次こちらに行ってくださいという筋道をはっきりと明確に示していただけるような方が、いつもおられるということがはっきりわかれば、まず「あそこに行きましょう」となる。最初どこに行ったらいいのかわからないのです。まず福祉センターに行ったらいいよ、ということが市民の中に定着すれば、それだけでも精神的な負担が軽減されるだろうなと思います。

さらに、ここに書かれてある15頁のピアカウンセラーの表記は、これは本当に素晴らしい方向性だと思います。今先程の話は、障がいなのか、何なのかわからない状態で困っているということなのですが、障がいのある方がいろいろな問題を抱えて、その相談をしたいという時に、当事者である方が、相談を受けられるようなある程度トレーニングを受けたピアカウンセラーが、ここには「視野に入れた」と書いてますけど、是非とも置いていただいて、本当に身近に相談できる、当事者同士が助け合いができる、セルフヘルプですね。そういった活動の拠点になれば、これはまさに障がいのある人が参画できるセンターになりますよね。ただ支援を受けるだけではなくて、障がいのある方も参画できるし、そこで活動できます。こういう活動は単に視野に入れるのではなくて、ぜひ実現させていただいて、その構想の最初のところ確かありましたが、シャドーワークで働くのもよし、パンやケーキを売るのもよしとありましたけれども、できるだけそのセンター自体が本当に障がいのある方の拠点となるということであれば、相談支援だけのセンターでなく、そこで実際に障がいのある方が自己実現できる、そういうセンターになれば、今までの福祉センターと違うスタイルの芦屋らしい未来に向けた、さらに世間に訴えかけられるようなモデルケースになっていくのではないかなというふうに思います。

白石会長：芦屋らしさは、ケーキ屋さんだけではね。園芸療法もありますけど。確かに兵庫県は園芸療法を強調されておりましたけれども。今のような、本当にそこへ行けば何か解決の糸口なり、手立てなり、何か希望が持てるような、そういうところは自治体が大きくなればなかなか難しいと思います。神戸市とか、そこでももちろん可能は可能かもしれませんが、だから芦屋市の人口9万前後のコンパクトな自治体で、選択を総括すれば、より

そのうまくネットワークを持って、芦屋にないものを西宮とか神戸とか連携していけば、より市民サイドからすれば利用しやすいものになっていく可能性はありますね。

この議論は、今日限りですか。

事務局／浅原：中間まとめについては、今の段階では今日限りですが、また最終案をここにお諮りしまして、また最後にご意見をいただくということです。

事務局／津村：これからパブリックコメントに入りますので。

白石会長：そうですね、パブリックコメントがありますから。最終案をつくるのは12月頃ですか。

事務局／浅原：市としての最終案をつくって、またここにお諮りするということです。

白石会長：議会にも報告するのですか。

事務局／浅原：当然します。この中間まとめも民生文教常任委員会に報告いたします。

白石会長：というようなタイムスケジュールですが、今日のところで、ぜひこれだけは言っておきたいということはないですか。

中村委員：20年くらいボランティアなどで意見を言える場所に関わっていますが、相談窓口については、スーパーバイザーを置いてくださいということをいい続けています。まだ介護保険も何もない時代でしたから、どこに相談に行ったらいいのか、うろうろしている方たちが、ここに行ったらいいですよという総合バイザーを置いて下さいということです。でも今はないですね。「お困りです課」に行っても福祉だけではないですから。やっとそれがここに組み込まれたということでうれしく思います。ちっちゃくてちっぽけな情報も持っているのがスーパーバイザーだと思うので、人材確保についても、行政も大変だろうなと思いますけれども、それも含めてやってほしい。ソフトが良くないと、ハードだけではなくて、ソフトが芦屋の売りであればいいなと思います。

白石会長：はい、ありがとうございました。

中村委員：隣の施設（木口ユニバーサルセンター）はどんな施設ですか。

事務局／津村：中間支援施設と聞いております。中心は、障がい者支援の役割です。

事務局／浅原：どちらかというところ、関係者とか、医療機関とか、カウンセラーとか、広域的に実施されると聞いています。

中村委員：そこに、障がい者の何か機能があるというわけではないのですか。

事務局/浅原：例えば、ケーキ屋さんとか、福祉企業などはあるかもしれません。主なコンセプトは、阪神間や県下の広域的な、障がい関係者の研修や交流するというのがメインです。そこの連携はとれるかなと思います。

中村委員：いわゆる入居施設とかそういうものではないのですね。

白石会長：ここの3頁の図を見ますと、設置予定場所の南側にあしや温泉というのがありますが、これはもう既に動いているのですか。

事務局/津村：震災前に総合福祉センターを設置するにあたって温泉を掘ったのですが、震災後に公衆浴場としてあしや温泉をしています。今回はそれを残すという形で、基本的には福祉センターの建設に併せて建て替えるということです。

中村委員：もう少し芦屋らしく、中身を何かできないものですか。

白石会長：これは、芦屋市民のみならず、例えば私は神戸市民ですけど(利用できますか)。

浅原部長：どなたでも利用できます。ただし、料金の割引(高齢者など)は(市外の方には)ありませんが。

中村委員：行ったことがない人も多いですから。入ってみたいとか、入りに行きたいというものをつくれれば、そこもひとつのビジネスになると思います。今は、せっかくあるのに行きにくいとか、行ったことがないという人が多いですよ。一部の人のみが利用していらっしゃいます。

白石会長：駐車場とかはないのですか。

浅原部長：ありますよ。

白石会長：例えば何度で効用がどうか、すぐさまここではわからないでしょうが。

畑中委員：いいお湯です。

白石会長：しょっちゅう行かれているのですか。

畑中委員：よく行っていました。熱いお湯です。

岡本委員：普通の温度でも42度くらいですが、実際は45度ぐらゐに加温されていると

思います。かなり熱いです。

中村委員：若者も女性もみんなが行きやすいという、そういうスパというか、せっかく建て替えるのだったら、それも福祉の会館と連携して、何か芦屋の人が有効利用できるようなれればと思います。

白石会長：湯量はどうなのですか。

岡本委員：かけ流しです。

白石会長：沸かし湯とか循環湯でよく問題が起こったりしていますのでお聞きしました。

岡本委員：温度を上げてますけれども、かけ流しにしています。

白石会長：それはいい売りというか、芦屋の目玉商品ですね。

では、この中間まとめを案として、パブリックコメントをいただくべく、インターネットでオープンにするのですか。

事務局/津村：ホームページに掲載予定です。それと、10月1日号の広報あしやにパブリックコメント募集の記事を載せて、11日から1か月間、やらせていただきます。あと、市役所と市内の主要な場所に数か所、中間まとめを置いてご意見を募集します。

白石会長：11日からですか。

事務局/津村：10月1日号でお知らせして、10月11日から1か月間です。

白石会長：10月11日から1か月間ですね。それでまた、それをまとめて、12月に審議会に出していただく。畑中委員は最初からちょっと変わりましたか。

畑中委員：いいえ、変わらないです。必要なものだと理解しています。

白石会長：よりよいものに。ただ、あんまりこう箱物中心にしないで、よく配慮して、作っていかないといけないと思います。

では、本日はこれで終了とします。いろいろご意見賜りましたので、また12月によろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

以 上